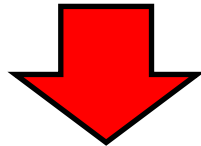


# PSE手続き概要





- PSEマーク表示無しで販売
  - 製品の安全性確認は自社の安全基準に基づき、実施
  - 非対象製品の例：
    - ・商用電源に直接接続されないDC機器
    - ・情報処理機器
- ★PSE非対象の製品についても、UL Japanではご要望に応じて安全性の評価試験を実施させていただきますので、ご相談ください

事業届出  
P.3参照

技術基準適合性確認  
P.4参照

自主検査  
P.5参照

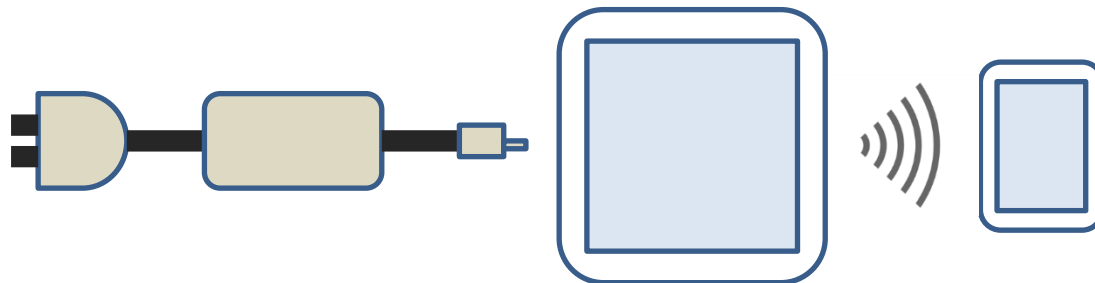
表示  
P.6参照

出荷・販売

例)

対象

非対象



## 電気用品の 対象確認

- 製造・輸入しようとする製品が電気用品安全法施行令に定める電気用品(**特定電気用品**:116品目、**特定電気用品以外の電気用品**:341品目)に該当するかどうかご確認下さい。
- 対象品目であっても製品によっては定格消費電力等が規制されており、電安法の対象外となるケースがあります。(例:送風機は定格消費電力が500W以下のものに限る)  
詳しくは、電気用品安全法施行令(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37SE324.html>)をご参照ください。

★製品の情報(製品仕様書など)をご連絡頂ければ、弊社の知見でご判断させていただきます。但し、最終的には経済産業省の判断となりますので、予めご了承ください。



## 事業届出

●電気用品の製造又は輸入を行う事業者は、事業の開始日から30日以内に管轄の経済産業局等へ届出を提出して頂く必要があります。

詳細は下記リンクを参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki\\_annai/03\\_jigyoutodokede.htm](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/03_jigyoutodokede.htm)

★事業届出の詳細は、電気用品安全法 法令業務実施ガイドにも、書かれていますので、こちらも参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki\\_annai/guide/denan\\_guide\\_140114.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/guide/denan_guide_140114.pdf)

## 技術基準 適合性確認



●特定電気用品に該当する製品の場合は、国の登録検査機関によって適合性検査を行い、適合性証明書の交付を受け保存する必要があります。

登録検査機関一覧：

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan\\_list.htm](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kensakikan/kensakikan_list.htm)

★UL Japanは、下記の特定電気用品における国内登録検査機関として経済産業省に登録されておりますので、是非ご活用ください。

<登録区分>

交流用電気機械器具(直流電源装置など)---ACアダプターやバッテリーチャージャー等



●特定電気用品以外の電気用品に該当する製品の場合は、技術基準に適合しているかどうかを自己確認する必要があります。

★UL Japanは、該当する製品の技術基準適合確認及び評価レポートを作成いたします。また、ご要望に応じた様々なサポートサービスをご提供させていただきます。

## 自主検査

●対象製品の製造又は輸入事業を行う上で、国の定めた検査方式に従い検査を実施し、記録を保管する義務があります。詳しくは、下記リンクをご参照ください。  
([http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki\\_annai/07\\_jishukensa.htm](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/07_jishukensa.htm))

★UL Japanでは、工場検査における豊富な実績を生かし、必要に応じて特定電気用品以外の電気用品における工場検査のサポートも実施させていただきますので、ご遠慮なくご相談ください。

## 表示

●技術基準に適合することを確認し、検査等を実施した製品に対し、PSEマークを表示することができます。詳しくは下記リンクをご参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki\\_annai/08b\\_houshiki.htm](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/08b_houshiki.htm)

★UL Japanでは、技術基準の適合性検査・確認をご依頼頂いた製品につきまして、通常、評価段階で表示の適合性確認もさせていただきます。



THANK YOU.



＜お問い合わせ先＞

株式会社UL Japan

コンシューマーテクノロジー事業部

[ConsumerTechnology.JP@ul.com](mailto:ConsumerTechnology.JP@ul.com)